

〇一関工業高等専門学校廃水処理規則

(昭和51年12月1日制定)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校安全衛生委員会規則第2条第1項第4号に基づく公害発生防止並びに環境保全の対策として、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）から排水基準に適合しない排水を公共用水域等に排出しないために必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「公共用水域」及び「排水基準」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域及び岩手県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第18条第1項の規定により定められた基準をいう。

2 この規則において「実験廃水」とは、実験実習の結果生ずる廃液及び洗浄水をいう。

3 この規則において「生活廃水」とは、人の生活に伴って生ずるし尿、厨房排水、洗濯排水等をいう。

(遵守義務)

第3条 廃水を排出する者は、排水基準に適合しない廃水を本校内の全ての排水口から排出しないよう努めなければならない。

2 実験室等における廃水の処理に当たり遵守すべき事項については、実施細則に定める。

(廃水管理指導者)

第4条 実験廃水の管理に関する専門的事項について廃水管理責任者に助言し、廃水責任者を指導するため、廃水管理指導者を置き、化学・バイオ系長をもって充てる。

(廃水管理責任者)

第5条 各系長及び領域長を、当該系及び領域の廃水管理責任者とする。

2 廃水管理責任者の職務は、次のとおりとする。

一 実験廃水の管理について当該系及び領域の廃水責任者を指導監督する。

二 実験等に携わる教員等に本校の定める廃水の処理方式を周知させるとともに、実験等に関する注意事項を教育訓練する。

三 水質汚濁防止法第2条第2項第1号及び第2号に規定する有害物質等を含む薬品及びその量を実験室（研究室、実習工場を含む。）ごとに把握する。

(廃水責任者)

第6条 実験を行う者及び学生の実験実習指導に当たる者を当該実験等の廃水責任者とする。

2 廃水責任者の職務は次のとおりとする。

一 実験廃水の管理について学生等を指揮監督する。

- 二 学生等に本校の定める廃水の処理方式を周知させるとともに実験等に関する注意事項を教育訓練する。
- 三 前条第2項第3号に規定する有害物質等を含む薬品を使用する実験の日時及び場所、実験者の氏名、薬品名及びその使用量を実験日誌に記入し、その都度廃水管理責任者に報告する。
- 四 実験室において排水基準を超える廃水を排水したときは直ちに廃水管理責任者に報告する。

(細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、廃水処理の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月8日規則第8号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条、第7条第2項及び同条第3項中「化学・バイオ系長」とあるのは、物質化学工学科長が任命されている間は「物質化学工学科長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。